

令和7年度海外技術協力促進検討事業（アフリカにおける持続可能な食料生産システム構築支援）に係る公募要領

第1 総則

令和7年度海外技術協力促進検討事業（アフリカにおける持続可能な食料生産システム構築支援）（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この公募要領に定めるもののほか、海外農業農村開発促進調査等補助金交付等要綱（令和4年3月30日付け3農振第2463号農林水産事務次官通知。以下「交付等要綱」という。）及び海外農業農村開発促進調査等実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2126号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

第2 公募対象補助事業

【目的】

サブサハラアフリカでは、米の需要が増え続けており、TICAD7の横浜行動計画において、CARDフェーズ2の取組として「2030年までにサブサハラアフリカのコメ生産量は倍増(2,800万t→5,600万t)されると共に、品質が向上する」ことが目標として位置付けられている。また、JICAは「JICAアフリカ食料安全保障イニシアティブ」を立ち上げ、CARDフェーズ2に加え、小規模農家が市場を意識して栽培作物の変更等の営農改善を行う市場志向型農業振興（SHEP）や、気候変動対策としてかんがい施設開発などのレジリエンス強化等に取り組んでいる。

各取組の目標である米生産量の増加、市場志向型農業の導入及び気候変動への適応力の向上を図るためには水利用の効率化に取り組むことが有効である。

このことから、我が国のかんがい技術等を活用し、様々な栽培環境に対応したかんがい施設管理等に係る現地適応手法の構築及び水利組合の運営能力強化に関する現地実証調査を行い、その成果をアフリカ諸国への普及・展開に繋げていくことを目的とする。

【事業内容】

補助事業者は、サブサハラアフリカ地域のCARD加盟国からタンザニア、ガーナ、エチオピア又はザンビアのうち2か国を対象国とし、令和7年度から令和10年度までの4年間の予定で、以下の1から3に掲げる事項を実施する。なお、対象国政府関係機関、在外公館、JICA事務所、現地実証対象地域の関係者や現地協力企業等との意見交換・協議にあたっては、日程調整、議事録作成や協議事項への同席のサポート等を農林水産省農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室が協力する。

1 現地実証調査

(1) 対象国の現状分析

対象国2か国の社会経済状況、農業水利施設の整備状況、かんがい面積、水利組合等の設立状況、営農状況、水利用実態、栽培管理の実態等の情報収集を行う。また、現状分析にあたっては、対象国政府関係機関、在外公館、JICA事務所等との情報共有・調整を行う。

(2) 現地実証モデル地区の選定

上記(1)の現状分析の結果を踏まえ、現地実証調査を実施するモデル地区を対象国のいずれか1か国で1地区選定する。なお、モデル地区は、現地実証調査で導入する技術・製品が適切に維持管理され、事業完了後も継続されることが期待でき、稲作及び畑作が営まれている農業振興の重点地域を選定する。

(3) 現地実証調査計画の作成

モデル地区の有する課題を確認した上で、以下の手法を導入した現地実証調査計画を作成する。

ア かんがい施設管理等に係る現地適応手法

イ 水利組合の運営能力強化手法

なお、現地実証調査計画は、モデル地区を選定した対象国の政府関係機関、モデル地区の関係者、現地協力企業等との協議調整を行った上で作成するとともに、CARD フェーズ2、市場志向型農業（SHEP）及び気候変動対策の各課題への取組を考慮すること。

(4) 現地実証調査

作成した現地実証調査計画に基づき、モデル地区を選定した対象国の政府関係機関等の同意と協力を得た上で、本事業の事業費の範囲内において、必要な資機材の調達、各種調査、施工、衛星データを活用したモニタリング等の現地実証調査を行う。

2 評価・分析と導入した技術の普及・展開

(1) 評価・分析

現地実証調査結果の評価・分析を行い、今後、同種の事業を展開する際に想定される課題を整理し、現地で導入可能な整備水準を検討する。また、対象国の政府関係機関等に対して、現地実証調査結果について説明を行い、理解の醸成を図る。

(2) 導入した技術の普及・展開

現地実証調査結果の評価・分析の結果を基に、導入した技術の普及・展開に向けて以下を実施する。

ア モデル地区事例を参考に、モデル地区を選定した対象国における事業化に向けた事業実施スキーム、事業内容、事業実施エリア、概算事業費、事業期間等を検討し、事業構想（案）を作成する。

イ 対象国の現地に適した技術の選定・導入・運用を取りまとめた「持続可能な食料生産システム構築のための現地適用技術ガイドライン（案）」を策定し、対象国2か国の政府関係機関等との普及・情報発信を目的としたワークショップ等を行う。なお、適応技術の選定基準についてもガイドライン上に記載することとし、国際基準との整合が図られるように考慮すること。

3 国内検討委員会の設置・開催

学識経験者を含む4名以上の有識者で構成される国内検討委員会を設置する。国内検討委員会において、以下の事項について意見・助言を求めるものとする。

(1) 現地実証計画の作成

(2) 現地実証の実施

(3) 評価・分析と現地に適したかんがい技術の普及・展開

(4) その他必要な事項

第3 公募対象団体

公募に応募できる団体は、1の対象団体に掲げる団体であって、2の応募資格・条件等を満たすものとする。

1 対象団体

民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、許可法人、独立行政法人等）

2 応募資格・条件等

(1) 意思能力及び行為能力を有する団体であること。

(2) 補助事業を遂行する資力を有する団体であること。

(3) 法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること。

第4 補助対象経費の範囲

1 調査員手当	
(1) 給料、職員手当等	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」に基づき算出される経費
(2) 賃金	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業者が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
2 旅費	本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ、資料収集等に必要な旅費又は技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
3 その他経費	
(1) 需用費	本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
(2) 役務費	本事業の実施に直接必要かつそれだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析、試験等を専ら行うために必要な経費
(3) 委託料	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、提案書で事前に記載のあったもの以外、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
(4) 使用料及び賃借料	本事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料等に必要な経費
(5) 備品購入費	本事業の実施に直接必要な備品の購入にかかる経費
(6) 資材購入費	本事業の実施に直接必要な資材の購入費
(7) 機械賃料	本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料
(8) 報償費	本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金、資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費（社内規定等に基づく単価の設定根拠によること）

なお、当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 補助対象とならない経費

恒久的な建物等の建築に関する経費、不動産取得に関する経費及び本事業を実施しなくとも必要となる経費で、事業に直接関連のない経費。

管理費等事業共通で使用する経費については、事業分を明確に証明できない経費。

第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、令和7年度は35,000,000円、令和8年度以降は令和7年度と同額程度と想定しており、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を定額により補助する。このうち、50%を上限として海外開発コンサルタント等への再委託による実施を認めるが、その場合は提案書に記載すること。

なお、補助金の額は、補助対象経費の算定に誤りがないかどうか審査をした上で決定するため、提案のあった額より減額されることがあるとともに、2年目以降の予算については担保されているものではないため、当該年度の予算成立日以降に通知する。

第7 説明会の開催

- 1 本事業に関する説明会を次のとおり開催する。
日時：令和7年8月22日（金）《開催時間は、参加者に対し別途連絡する。》
場所：農林水産省庁舎内会議室又はオンライン形式
《詳細は参加者に対し別途連絡する。》
- 2 説明会への出席を希望する者は、別紙様式1「令和7年度海外技術協力促進検討事業（アフリカにおける持続可能な食料生産システム構築支援）に関する説明会出席届」を令和7年8月18日（月）までに第8の4「提出・照会等窓口」へ提出すること（Eメールによる提出も可とする。）。

第8 課題提案書等の提出について

- 1 提出書類
 - （1）「令和7年度海外技術協力促進検討事業（アフリカにおける持続可能な食料生産システム構築支援）に関する課題提案書の提出について」（別紙様式2）
 - （2）課題提案書（別紙様式3）
 - （3）事業費内訳（別紙様式4）《本事業を実施するために必要な経費を全て記載すること。》
 - （4）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別紙様式5）
 - （5）定款、規約、寄付行為、業務方法書等の規約
 - （6）直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類
- 2 提出方法
持参、郵送、Eメールのいずれかにより提出すること。
Eメールにより提出する場合は、ファイル形式はPDF、容量は7MB以下とし、送信後、受信確認のため第8の4「提出・照会等窓口」の担当者に電話すること。
- 3 提出期限
令和7年9月1日（月）午後6時15分まで
（郵送の場合は、令和7年9月1日（月）までに窓口必着とする。）
- 4 提出・照会等窓口
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室海外技術班
（本館5階ドア番号：本501）
TEL：03-3502-8111（内線5560）
E-mail：kaigaishitsu@maff.go.jp
担当者：海外技術基準係長 藤田

第9 課題提案書等の内容等

- 1 課題提案書は別紙様式3の「記載に当たっての注意事項」に従い作成すること。
「記載に当たっての注意事項」に従った課題提案書ではない場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。なお、課題提案書は日本語で記載すること。
- 2 提出された課題提案書に疑義が生じた場合は、確認のため問い合わせを行う場合がある。
- 3 課題提案書の作成・提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 4 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。
- 5 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第 10 課題提案書の選定（特定）

- 1 補助金等交付候補者の選定は、農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等について審査の上、選定する。
- 2 課題提案書等の内容を選定審査委員会に対して説明する機会を設けないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、令和 7 年度から令和 10 年度の 4 年間で同一の 1 団体を予定している。

ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が備わっていないと判断できる場合又は応募者が 1 団体であった場合は、補助金等交付候補者として選定しない場合がある。

第 11 選定結果の通知

選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に対しては選定されなかった旨を、それぞれ通知する。

また、補助金等交付候補者として選定された団体の名称等は、公表する。

第 12 主な留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、交付等要綱、実施要領等に従うこと。
- 2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して 5 か年の間整備し保管すること。
- 3 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。

なお、当該財産のうち 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 4 号の規定により農林水産大臣が定める処分制限財産とし、農林水産大臣が別に定める期間内において、当該財産を農村振興局長の承認を受けて処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- 4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間中であるか否かにかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- 5 人件費の算定等については、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うこと。

- 6 本事業により作成した成果物（冊子、動画、パンフレット等）やデータ等の知的財産権は、事業実施主体に帰属する。なお、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対しては、無償使用を許可するものとし、その他第三者に対しては、農林水産省担当部署と事前協議の上、無償使用を許可するものとする。

また、事業実施主体が本事業の実施により特許、実用新案登録、意匠登録等の権利を取得した場合又は実施権を設定した場合は、農村振興局長に報告しなければならない。農林水産省は、事業実施主体による特許等の取得状況を自由に公表できるものとする。

なお、事業実施期間中及び事業実施期間終了後 5 年間に於いて、本事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農村振興局

長に報告しなければならない。

本事業により取得した知的財産権は、事業実施主体の職務発明規程等に基づき、発明者の所属機関に承継させることができる。

7 事業実施主体は、情報セキュリティの確保に万全を努めることとし、特に、次の点に注意すること。

- (1) 本事業の実施に当たり、情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、セキュリティマニュアル等を作成して適正な個人情報等の管理を行うこと。
- (2) 事業の実施に当たり、外部と接続しているパソコンを利用する場合には、ファイアウォールの設定等、本事業に係る情報が不正に外部に流失しないよう、適切なセキュリティ対策を講じるとともに、適切な個人情報等の管理に係る措置を講じること。
- (3) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに担当職員に報告し、今後の対応方針について協議すること。
- (4) 事業実施主体は、本事業の遂行により知り得た情報（個人情報を含む。）については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 事業実施主体は、個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する情報をいう。以下同じ。）の取扱い及び管理について、個人情報保護法に関する法令の趣旨に従うこと。
- (6) 事業実施主体は、個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。